第 10 回地震災害対策計画専門委員会資料。この資料は、 H26.3 公表の最終版とは異なります。

第 10 回

兵庫県防災会議地震災害対策計画専門委員会

資料2-3 地震津波被害想定手法の変更内容

平成 25 年 8 月 22 日

兵 庫 県

1	建物被害	1	
	1.1 揺れによる建物被害	1	
	1.2 液状化による建物被害	2	j
	1.3 津波による建物被害	3	į
	1.4 急傾斜地崩壊(土砂災害)による建物被害	4	:
	1.5 地震火災による建物被害	5	j
	1.6 津波火災による建物被害	5	,
2	屋外転倒、落下物	6	j
	2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒揺れによる建物被害	6	j
	2.2 屋外落下物の発生	7	
3	人的被害	8	į
	3.1 建物倒壊による人的被害	8	,
	3.2 津波による人的被害	9	ı
	3.3 急傾斜地崩壊(土砂災害)による人的被害	11	
	3.4 火災による人的被害	11	
	3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による人的被害	. 12	,
	3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による人的被害	. 13	,
	3.7 交通人的被害(道路)	. 14	:
	3.8 交通人的被害(鉄道)	. 15	,
	3.9 震災関連死	. 15	,
	3.10 揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)	. 16	į
	3.11 津波被害に伴う要救助者・要捜索者	. 16	,
4	ライフライン被害	. 17	,
	4.1 上水道	. 17	,
	4.2 下水道	. 18	,
	4.3 電力	. 19	١
	4.4 通信(固定電話)	. 19	١
	4.5 ガス	. 20	١
	4.6 小売 (スーパー)	. 20	١
	4.7 銀行	. 20	١
5	交通施設被害	. 21	
	5.1 道路(高速道路、一般道路)	. 21	
	5.2 鉄道	. 22	1
	5.3 港湾	. 23	,
	5.4 空港	. 23	,
6	生活への影響	. 24	:
	6.1 避難者	. 24	:
	6.2 災害時要援護者	. 26	,
	6.3 帰宅困難者	. 27	
	6.4 孤立集落		
	6.5 (地盤沈下による) 長期湛水	. 29	١

	6.6 エレベータ内閉じ込め	29
	6.7 物資	29
	6.8 医療機能	30
	6.9 保健衛生、防疫、遺体処理等	30
	6. 10 避難所	30
	6.11 病院・警察・消防・福祉施設	30
7	震災廃棄物等	31
	7.1 災害廃棄物等	31
8	その他の被害	32
	8.1 長周期地震動	32
	8.2 道路閉塞	32
	8.3 道路上の自動車への落石・崩土	32
	8.4 宅地造成地	32
	8.5 危険物・コンビナート施設	33
	8.6 大規模集客施設等	33
	8.7 地下街・ターミナル駅	33
	8.8 文化財	34
	8.9 災害応急対策等	34
	8.10 堰堤、ため池等の決壊	34
	8.11 複合災害	35
	8.12 時間差での地震の発生	35
	8.13 漁船·船舶、水産関連施設	35
	8. 14 治安	35
	8.15 全国の被害	35
9	被害額	36
	9.1 資産等の被害	36
	9.2 生産・サービス低下による影響	37
	9.3 交通寸断による影響	38
	9.4 防災・減災対策の効果の試算	38
<	〔凡例>	
内	n閣府(2012)・・・・・・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(第一次報告)(A	区成
	24 年 8 月 29 日発表) - (資料 2-2) 南海トラフの巨大地震 建物被害	善
	人的被害の被害想定項目及び手法の概要	
内	内閣府(2013)····・南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ(平成 25 年 3 月	18
	日)-(資料4)南海トラフ巨大地震の被害想定項目及び手法の概要	要~
	ライフライン被害、交通施設被害、被害額など~	

1建物被害

1.1 揺れによる建物被害

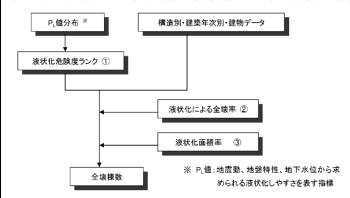
H22 想定手法 変更案 変更理由 ・ 全壊棟数は H22 調査手法を採用し、全壊率テーブル(計測震度と全壊率との関係) から算出。 被害率曲線の見直しを検討 H25.4.13に発生した淡路島 ・ 全壊率テーブル(被害率曲線)は、阪神・淡路大震災、鳥取県西部地震、芸予地震の被害デ を震源とする地震では、H22 ータを基にして算出(全壊率ー計測震度) 想定手法を用いた即時被害 予測では、揺れによる木造 ・ 半壊棟数は、全半壊率テーブル(計測震度と半壊率との関係)を用いて全半壊棟数を求め、 この値から全壊棟数を差し引き、算出。半壊率テーブルは、東京都(2006)を採用。 建物の半壊棟数が 1.346 棟 であったが、実数は 95 棟 (木造 全壊棟数) (8/7 時点) であった。 = (木造旧築年 全壊棟数) + (木造中築年 全壊棟数) + (木造新築年 全壊棟数) 南海トラフ巨大地震対策検 (非木造 全壊棟数) 討ワーキンググループ(第 =(非木造旧築年 全壊棟数)+(非木造中築年 全壊棟数)+(非木造新築年 全壊棟数) 一次報告)(平成24年8月 (構造別・建築年次別の全壊棟数) 29 日発表) - (資料 2-2) = (構造別・建築年次別の建物棟数) × (構造別・建築年次別の揺れによる全壊率) 南海トラフの巨大地震 建 250mメッシュ 物被害・人的被害の被害想 定項目及び手法の概要、p3、 震度分布 構造別・建築年次別・建物データ でも近年の地震による被害 木造: 3区分、非木造:3区分 率は想定値より小さい傾向 であると指摘されている。 揺れによる全壊率テーブル (震度~全壊率の関係) 木造: 3区分、非木造: 3区分 メッシュ別全壊棟数 市区町村別 市区町村別全壊棟数

-

1.2 液状化による建物被害

H22 想定手法

- ・液状化可能性指数 P L 値を基に決定した液状化危険度ランク別に液状化面積率と全壊率を 設定
- ・液状化による全壊棟数=建物棟数×液状化による全壊率×液状化面積率
- ・液状化発生時の被害率は、関東大震災、新潟地震、日本海中部地震の被害事例を参照



(木造 全壊棟数) = (木造口築年 全壊棟数) + (木造新築年 全壊棟数)

(木造旧築年 全壊棟数)

= (木造旧築年 建物模数) × (木造旧築年 液状化による全壊率) × (液状化面積率)

(木造新築年 全壊棟数)

= (木造新築年 建物棟数) × (木造新築年 液状化による全壊率) × (液状化面積率)

(非木造 全壊棟数) = (非木造建物棟数) × (基礎杭がない建物の割合)

× (非木造 液状化による全壊率)× (液状化面積率)

(揺れによる木造建物全壊棟数<ダブルカウント除去後>)

= (揺れによる木造建物全壊棟数<ダブルカウント除去前>)

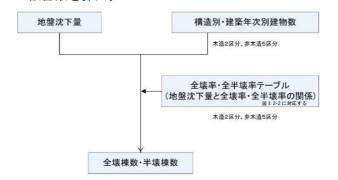
× {1-(液状化面積率)}

(揺れによる非木造建物の全壊棟数の計算対象)

= (非木造建物棟数) - (液状化による非木造建物全壊棟数)

変更案

・ 地盤沈下量に対する各年代建物の全壊率および全半壊率を乗じて被害数を算出。



[液状化による建物被害の想定に用いた建築年次区分]

・ 「項目 1.1 揺れによる建物被害」で用いた非木造の年代区分は、耐震設計基準の変化に対応しているものであるが、本項目で内閣府が用いている区分はそれに対応していない。そこで、下表の「液状化による建物被害の想定に用いた建築年次区分」は便宜的に以下の通りとし、右図と照会する。

建物		内閣府の分類	兵庫県の分類
木造		昭和55年以前	旧・中築年(昭和55年以前)
		昭和56年以降	新築年(昭和56年以降)
	杭なし	全年代	全年代
非木造	杭あり	昭和49年以前	旧築年(昭和45年以前)
非不迫		昭和50~58年	中築年(昭和46~55年)
		昭和59年以降	新築年(昭和56年以降)

- ・ 杭ありの非木造建物は、東京都(2006)と三重県(2005)に倣い、「4階以上の非木造建物すべてと 1960 年以降の 1~3 階非木造建物の 20%」とし、それ以外の非木造建物は「杭なし」と仮定する。
- ※ 東京都:東京都防災会議(2006):「首都直下地震による東京の被害想定報告書」、 平成18年5月
- ※ 三重県:三重県地域防災計画被害想定調査報告書、平成 17 年 3 月、p. 25

変更理由

- ・ 内閣府(2012)に準じて 実施
- ・東日本大震災の実績を 踏まえ、液状化による 地盤沈下量と建物被害 との関係から求める手 法を採用

1.3 津波による建物被害

H22 想定手法

- ・過去の津波の被害事例に基づき、浸水深と被害区分 との関係を導き出している首藤の手法(1988) を用い て、津波による建物被害を想定する。
- ・首藤の手法における浸水深と被害区分との関係は、 以下の表で表される。
- ・ただし、浸水被害が及ぶ可能性がある地域全てを対 象とすることとし、浸水区域全ての領域を対象に集計 している。

被害区分	浸水深(H)		
被告区方	木造建物	非木造建物	
床上(全壊)	2.0m≦H		
床上(半壊)	1.0m≦H<2.0m	_	
床上(軽微)	0.5m≦H<1.0m	0.5m≦H	
床下浸水	H<05m	H<05m	

変更案

- 津波浸水深ごとの建物被害率の関係を用いて建物構造別に全壊棟数・半 壊棟数を算出。
- ・ 被害想定を行う防潮施設の条件は以下のケースとする。

ケース	海岸保全施設	地殻変動に	液状化に	防潮門扉	津波が施設天端を
No.	河川管理施設	伴う沈下	よる沈下	水門の開閉	越流した場合
ケース①	あり	沈降のみ考慮	考慮	一部閉鎖*	破堤
ケース②	あり	沈降のみ考慮	考慮	全て閉鎖	破堤しない(粘り強い)

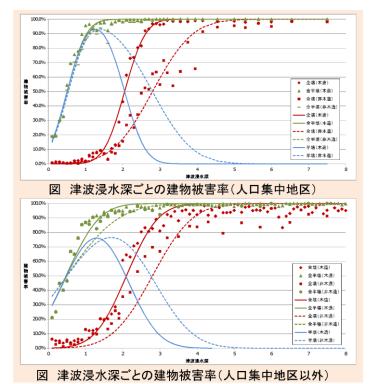
※一部閉鎖:耐震性が確保され、津波到達時間までに閉鎖操作が完了できる施設



内閣府(2012)に準じて実施

変更理由

東日本大震災の被災事例より、半 壊の発生度合いが大きくなる基 準が従来の浸水深 1~2m から 0.5m 超に見直すべきと判断され たことを受け、変更



1.4 急傾斜地崩壊(土砂災害)による建物被害

による人家戸数とする。

変 更 案 H22 想定手法 変更理由 ・急傾斜崩壊危険箇所のうち人家のあるランク I・ランク Iを対象に、急 ・ 内閣府(2012)に準じて実 傾斜地崩壊危険箇所カルテを用いた地震時斜面危険度予測方式(昭和 62年、宮城県)に基づき計算する。 【震度による危険度ランク判定基準】 基準要素点 13 点以下 14~23 点 24 点以上 ランクc ランクb 震度 ランクa 6 強以上 Α Α 6弱 В Α 5 強 С В Α 5弱 С В 出所: 宮城県急傾斜地崩壊危険箇所カルテを用いた地震時斜面危険度予測方式 近年発生した地震の事例 (昭和62年、宮城県) ※ 点数と危険度ランクの関係は、道路震災対策委員会(昭和61年)による (新潟県中越地震、新潟県 法面・斜面耐震判定方法に基づく 崩壊確率 ランク 中越沖地震、岩手・宮城内 Α 10% 崩壊確率 陸地震)を踏まえて設定 ランク 0 % В Α 95% 0 % В 10% ※ 1978 年宮城県沖地震の実態を С 0% 危険度ランクごとの大破・中破率 基に設定 震度5弱 震度5強 震度6弱 震度6強 被害区分 ~震度4 震度 5弱 5強 6弱 6強 7 ~ 4 大破率 0.06 0.12 0.18 0. 24 0. 30 全壊率 0% 0% 12% 18% 24% 30% 中破率 0. 14 | 0. 28 0. 42 0. 56 0. 70 半壊率 70% 0 % 14% 28% 42% 56% 「大破率」を「全壊率」に、「中破率」を「半壊率」に 読み替えて使用。 [被害棟数算出式] ・全壊棟数=危険箇所内人家戸数×崩壊確率×全壊率× 減災効果算定のため(急傾 • 全壊棟数=危険筒所内人家戸数×崩壊確率×全壊率 (1-整備率) 斜地崩壊危険筒所整備率) · 半壊棟数=危険箇所内人家戸数×崩壊確率×半壊率 ・半壊棟数=危険箇所内人家戸数×崩壊確率×半壊率× 半壊棟数は[高知県版]南 ※ 危険箇所内人家戸数は H12 急傾斜地崩壊危険箇所データベース (1-整備率) 海トラフ巨大地震による

被害想定手法を参考

1.5 地震火災による建物被害

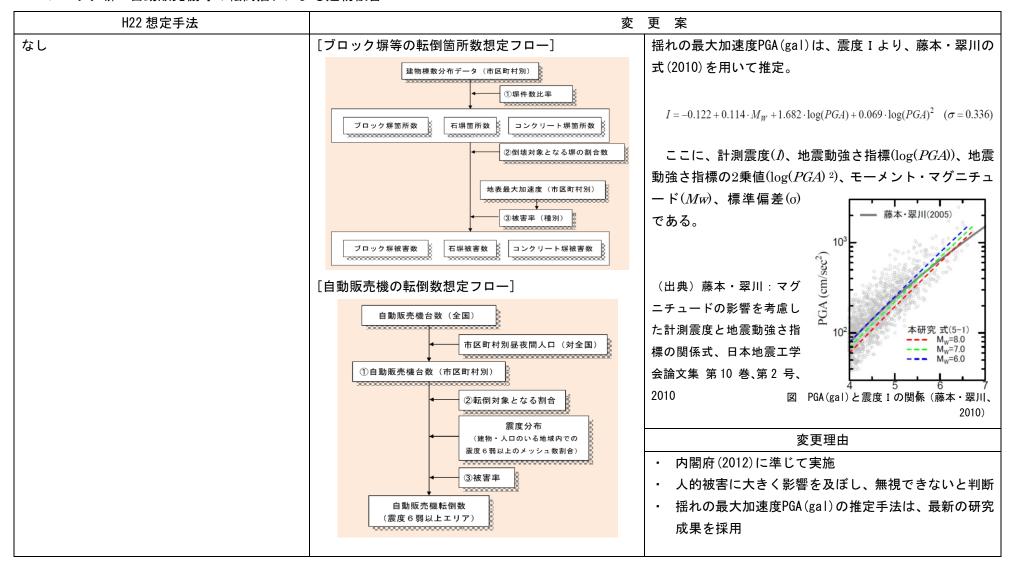
H22 想定手法	変更	案	変更理由
・ 火災の予測は、地震直後に発生する火災と、それを消し止められず延焼となる二通りの火災を対象とする。	変更なし		
・ 建設省 (現・国土交通省) 総合技術開発プロジェクト (1982) (以下、「総プロ式」という) の手法により、全出			
火件数を求め、さらに、関東大震災、北但馬地震、丹後地震、十勝沖地震、宮城県沖地震における初期消火実態			
データにより求められた初期消火率(仙台都市圏防災モデル都市建設計画調査委員会による)を参考にして、初			
期消火率を設定したうえで、炎上出火件数を算出			
・ 消防力運営による消火を考慮して延焼の可能性を判断し、消火不能となった火災による焼失棟数を算出			
250m メッシュ単位の火災被害建物棟数(焼失棟数)			
= (炎上出火があり、不燃領域率 50%以上の町丁目の場合 (延焼被害なし))			
: 焼失棟数=炎上出火件数=炎上出火棟数			
= (炎上出火があり、不燃領域率 50%以下の町丁目の場合 (延焼被害あり))			
: 焼失棟数=Σ(各メッシュの建物棟数×焼失率(%) /100) ×炎上出火件数)			
 【揺れ・液状化による建物被害と火災延焼による建物被害のダブルカウントの除去】			
焼失棟数(ダブルカウント除去後)=焼失棟数(ダブルカウント除去前)×(1-(揺れ・液状化による全壊率))			
※揺れ・液状化による全壊率=((揺れによる全壊棟数)+(液状化による全壊棟数))÷全建物棟数			

1.6 津波火災による建物被害

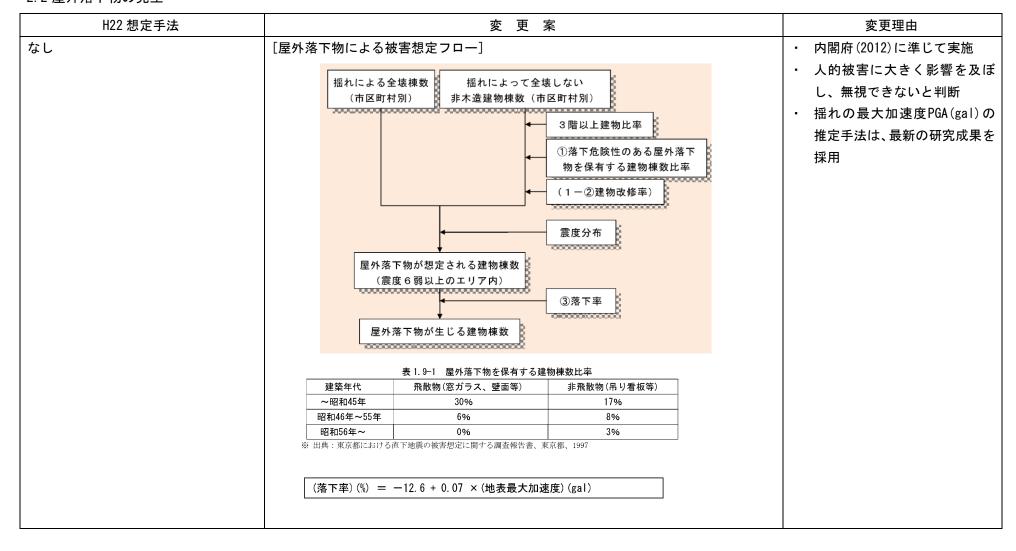
H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・ 定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	内閣府(2012)に準じて実施新たな被害シナリオの整理

2屋外転倒、落下物

2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒揺れによる建物被害

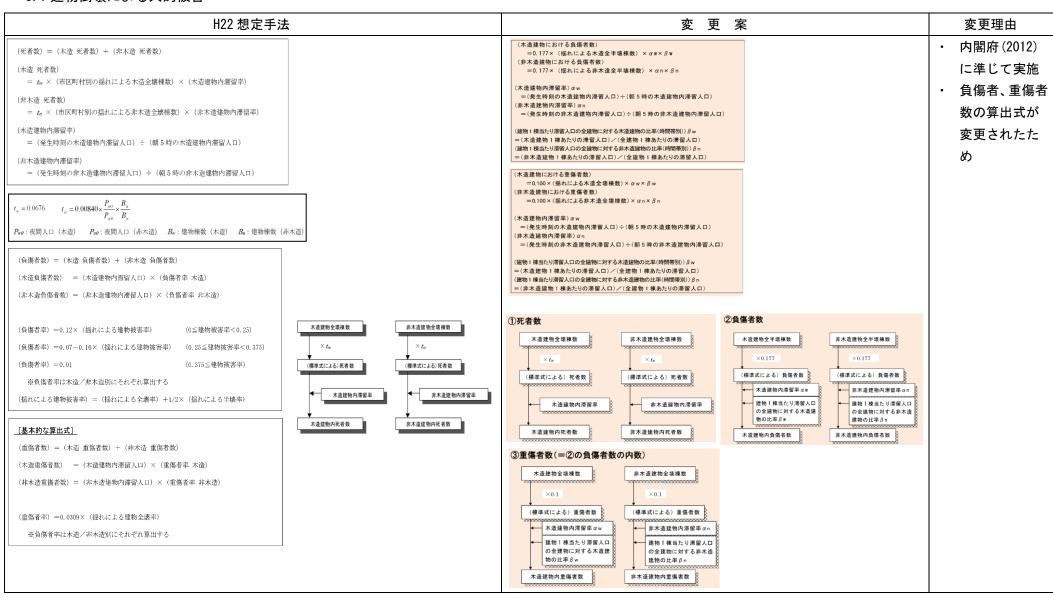


2.2 屋外落下物の発生



3人的被害

3.1 建物倒壊による人的被害



3.2 津波による人的被害

H22 想定手法

- ・津波影響人口は、津波の浸水により何らかの被害を受ける可能性のある人口として定義し、浸水深0.5 m以上となるエリア内の人口として算出
- ・浸水想定区域内人口は、想定時間における屋内滞留人口を対象として算出



死傷の可能性 浸水深が 50cm 以上となると、遊難時に負傷し

浸水深が 50cm 以上となると、遊蝉時に負傷したり、場合によっては死亡することが考えられる。 したがって、何らかの津波による人的被害(負傷) を受ける可能性のある人数として、浸水深 50cm 以上の範囲内の昼間・夜間人口から算定。 自宅での生活が困難となる人口とし、床上浸水 (浸水深 50cm 以上) する範囲内の夜間人口から 算定。

罹災

図 6-1 津波による人的被害の考え方と影響人口の想定フロー (大阪府, 2005)

変更案

- ・ 避難行動をすれば全員が助かる「水平避難可能地域(領域A)」と、避難行動をして も避難中に死者が発生する「水平避難困難地域(領域B及びC)」に分けて考える。
- ・ 「水平避難困難地域」の人は、避難途中で巻き込まれる津波の浸水深に応じて死亡率が異なる。死者は浸水深30cmから発生し、1mで死亡率が100%となる。
- ・「水平避難困難地域」の設定方法は、浸水深30cmの外縁ラインを、海側へ、津波到達までに可能な避難距離分だけ平行移動させ、そこから海側の地域とする。その地域の人は、避難行動をしても、浸水深30cmの外縁ライン内に留まることとなり、被害が発生する。同様に、浸水深1mの外縁ラインを平行移動させた場合に、その移動先から海側の地域の人は、避難行動をしても、浸水深1mの外縁ライン内に留まることから、死亡率が100%となる。
- ・ 「水平避難可能地域」内は、避難率が減災効果を決める。「水平避難困難地域」内は、 避難率と津波避難ビル(垂直避難手段)が減災効果を決める。
- 平行移動の距離
 - = 避難可能時間×平均移動速度
 - = (1m津波到達時刻-避難開始時刻)×夜間の避難徒歩速度

	水平避難可能地域	水平避難困難地域		
	A	B	©	
人的被害	人口×不避難率×	全人ロー <u>助かる人</u>	全人ロー <u>助かる人</u>	
(垂直避難を考慮しない場合)	浸水深毎の死亡率	↓	\downarrow	
		(全人口×避難率×0.5)	(全人口×避難率×0)	
減災手法	・避難率の向上	・避難率の向上	・避難率の向上	
(垂直避難場所は、浸水深 30		・全人口×0.5 を収容可	・全人口を収容可能な	
cm外縁ラインの内側)		能な垂直避難場所の確保	垂直避難場所の確保	

人的被害を算定する対象人口は、1階及び2階の居住者を対象とする。3階以上の居住者は垂直避難をして建物に留まると設定する。

(次頁に続く)

- 変更理由
- 内閣府(2012)の手 法を参考に、県独自 の手法を検討
- ・ 避難行動の有無、避 難の可能性、津波避 難ビルの効果を考 慮した手法を検討 し、採用
- ・ 年齢構成を考慮した死傷者数の算出と夏期の海水浴客等観光客を考慮した被害シナリオの検討を追加

[年齢構成を考慮した死傷者数の算定]

- ・ 東日本大震災における岩手、宮城、福島の被災地域では、生存者においては高齢 者ほど直後の避難率が高い傾向にあるが、65歳以上及び75歳以上の方は毛かとし て死者率が他年齢に比べ高い。ここでは、年齢構成が東日本大震災の被災地の状 況よりも高齢化していれば津波に巻き込まれる可能性がより高いものとする。
- ・ 全国における年齢構成を考慮した人的被害を推定するため、平成22年国勢調査に 基づく市町村別の年齢区分比率を基にして、次式により人的被害補正係数を算出 し、算出した市町村別死傷者数に掛け合わせるものとする

市区町村別の人的被害補正係数

- = Σ(年齢区分別比率×年齢区分別重み係数)
- =15歳未満人口比率×0.34+15~64歳人口比率×0.62+65歳~74歳人口比率×1.79+75歳以上人口比率×2.81

[夏期の海水浴客等観光客の考慮(被害様相を検討)]

- ・ 浸水域内に海水浴場等が存在するところでは、夏期のピーク時には住民数(夜間人口・昼間人口)と比較しても無視できない人数の海水浴客が存在することから、 津波による人的被害の算定において、海水浴客の被害を想定する必要がある。
- ・ ここでは、中央防災会議「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会報告、平成18年1月25日、p. 25」における海水浴客の被害想定結果を参考に被害の様相を検討する。

3.3 急傾斜地崩壊(土砂災害)による人的被害

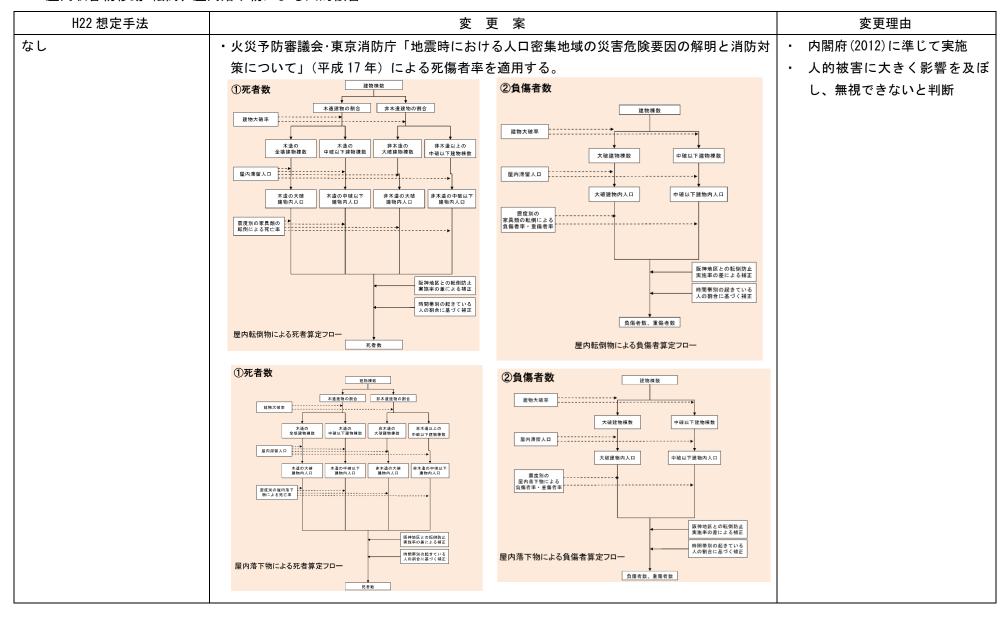
H22 想定手法 変更案 変更理由 死者数・負傷者数は変更なし ・ 算出式は平成 22 年で用いた東京 被害棟数算出式による被害 重傷者数を追加 都防災会議(1991)と同様 重傷者数を追加 棟数の算出 (死者数)=0.098×(急傾斜地崩壊による全壊棟数)×0.7× (木造建物内滞留者人口比率) (負傷者数)=1.25×(死者数) (重傷者数)=(負傷者数)÷2 人的被害の算出 ここで、(木造建物内滞留人口比率) =(発生時刻の木造建物内滞留人口) ÷(木造建物内滞留人口の24時間平均) [算出式] がけ崩れによる死者数=0.098×全壊棟数×0.7 がけ崩れによる負傷者数=1.25×がけ崩れによる死者数

3.4 火災による人的被害

H22 想定手法	変	更	案	変更理由
【方針】	変更な	L		
・人的被害としては、焼死者を推定することとした。火災によるやけどは多少あるものの火災による人的被害は建物倒壊に				
よる人的被害と異なり、焼死するかしないかが問題となる。なお、焼死者の推定値については大きな誤差を含んでいるこ				
とを断っておく。				
・風速は延焼速度には影響するが最終的な延焼面積には影響しない。ただし、焼死者については「建物被害による閉じ込め				
や逃げ遅れ」によって発生していたものが、風速 6m/s 以上、あるいは延焼速度 100m/s になると「取り囲みによる焼死」				
が発生し、閉じ込めによる焼死者の約 2 倍程度焼死者が増える。よって、焼失棟数等の建物被害については考慮せず、人				
的被害についてのみ、風速 6m/s 以上とそれ以下の 2 パターンで算出することとした。				
(風速が 6m/s 以上の場合)焼死者 = 0.12×焼失棟数				
(風速が 6m/s 未満の場合)焼死者 = 0.06×焼失棟数				

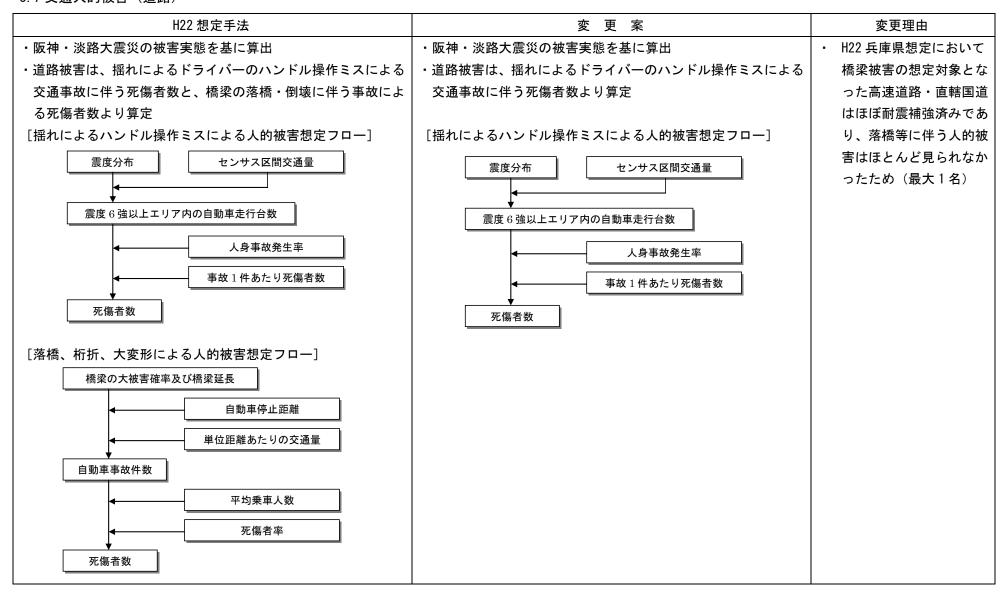
3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による人的被害

H22 想定手法	変更案		変更理由	
なし	・東京都 (H9)、静岡県 (H12) に基づき、宮城県沖地震 (197	8) 時のブロック塀等の被害件数と死傷者数	・ 内閣府(2012)に準じて	
	との関係から死傷者率を設定する。	の関係から死傷者率を設定する。		
	・地震発生時刻の建物内滞留状況について考慮する。		 ・ 人的被害に大きく影響	
	・既往災害等による被害事例や被害想定手法の検討例は存在した。	たいため、ブロック握の倒壊による死傷者質	を及ぼし、無視できな	
	定式を適用する。ただし、ブロック塀と自動販売機の幅の違い		いと判断	
	・自動販売機の転倒による死傷者については、ブロック塀等と・	″ 死傷者率とし、自動販売機とブロック塀の		
	幅の平均長の比(1:12.2)によって補正する。			
	・屋外落下物については、宮城県沖地震(1978)時の落下物に。	よる被害事例に基づく、屋外落下物及び窓ガ		
	ラスの屋外落下物のよる死傷者率を設定する。 「ブロック切破害数 コンクリート切破害数 コンクリート切破害数 コンクリート切破害数 コンクリート切破害数 コンクリート切破害数 コンクリート切破害数 コンクリート切破害数 (原係者率) × (市区町村別のブロック切害等被害件数) × (市区町村別のブロック切害を被害件数) × (市区町村別時刻別移動者数) × (市区町村別と助き数 × (市区町村別屋外人口密度) / (市区町村別と助き数) × (市区町村別屋外人口密度) / (市区町村別と明年	落下が想定される建物周辺の時刻別屋外人口 屋外差下物による死傷者率 屋外為下物による死傷者率 屋外為下物による死傷者率 屋外為下物による死傷者率 屋外為下物による死傷者率 (死傷者数) = (死傷者率)×[(市区町村別の落下危険性のある落 下物を保有する建物棟数)/(市区町村別建物棟数)× (市区町村別時刻別移動者数)]×((市区町村別屋外 人口密度)/1659.16(人/km²)		
	市町村別屋外人口密度=市町村別屋外人口(時間別)/各市町村で人口が確認された面積(km)	屋外落下物による死傷者率(=死傷者数・屋外人口)		
	自動販売機被害数	度が冷下物によるが陽音率(一が陽音数・度が入口) 死者率 負傷者率 重傷者率		
	自動販売機の転倒による死傷者率	震度7 0.00504% 1.69% 0.0816%		
	=(ブロック堺の死傷者率)	震度6強 0.00388% 1.21% 0.0624% 震度6弱 0.00239% 0.700% 0.0383%		
	×(ブロック線と自動販売機の幅による補正)	震度5強 0.000604% 0.0893% 0.00945%		
	■ 屋外人口密度・発生時刻による補正	震度5弱 0% 0% 0%		
		震度4以下 0% 0% 0%		
	自動販売機の転倒による死傷者数 (死傷者数) = (死傷者率)×(市区町村別の自動販売機被害件数)× (市区町村別時刻別移動者数)/(市区町村別18時移 動者数)×(市区町村別屋外人口密度)/1699.15 (人/km2)) *死傷者率はブロック塀等の倒壊と同じ値を用いる	出典)火災予防審議会・東京消防庁「地震時における人口密集地域 の災害危険要因の解明に消防対策について」(平成17年)にお ける屋外港下物(壁面落下)と屋外ガラス被害による死者率の 合算値 ※震度すを計測震度6.5相当、震度6強以下を各震度階の計測震度 の中間値として内挿積間する。		

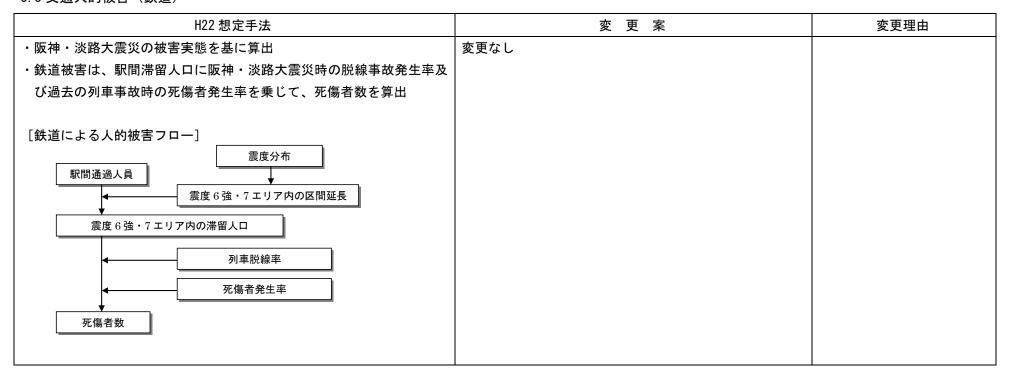


13

3.7 交通人的被害(道路)



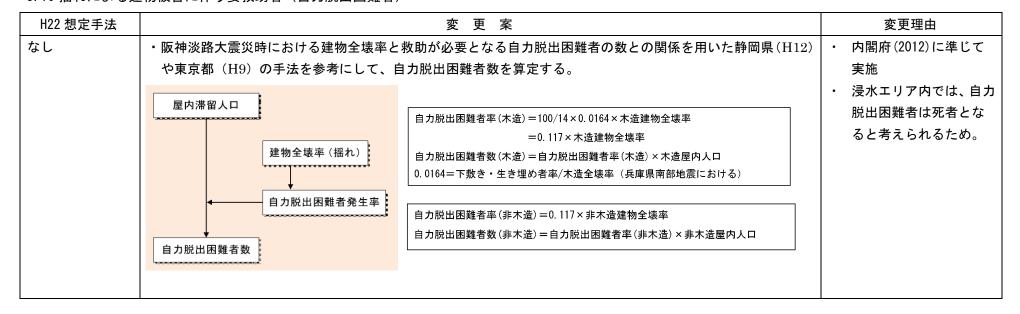
3.8 交通人的被害(鉄道)



3.9 震災関連死

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする	・ 内閣府(2012)に準じて実施
	・地震および津波による死者数に対して、東日本大震災における災害関	新たな被害シナリオの整理
	連死による増加率を掛けて、概略的な災害関連死死者数を算出。	
	・上記数値を踏まえ、定性的に想定する。(過去の災害時における被害	
	状況等を参考に、被害の様相を記述)	

3.10 揺れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)

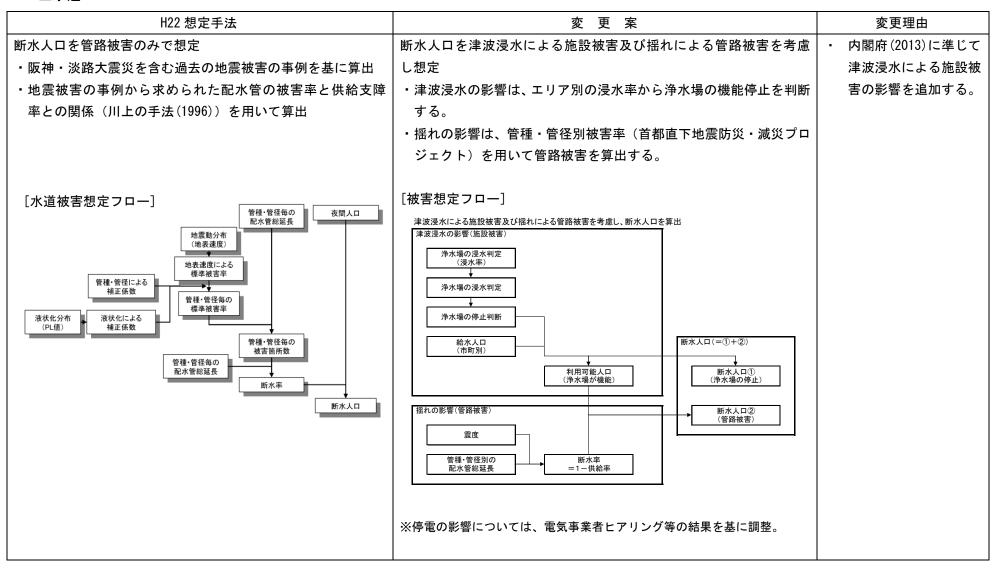


3.11 津波被害に伴う要救助者・要捜索者

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする	・ 内閣府(2012)に準じて実施
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様	
	相を記述)	

4 ライフライン被害

4.1 上水道



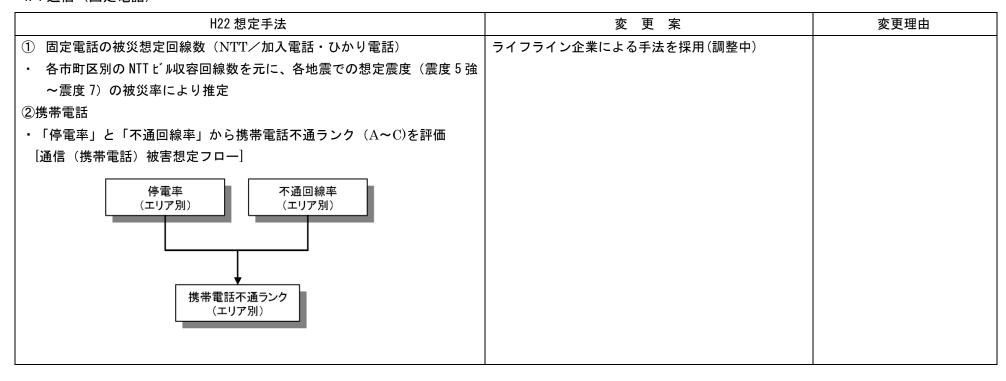
4.2 下水道

H22 想定手法 変 更 案 変更理由 機能支障人口を管路被害のみで想定 機能支障人口を津波浸水による施設被害及び揺れによる管路被害を考 内閣府(2013)に準じて津波 ・阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出 慮し想定 浸水による施設被害の影響 ・想定は「大規模地震による被害想定手法及び想定結果の ・津波浸水の影響として、処理場の浸水を考慮する。 を追加する。 ・管路被害の被害率分布は、震度別 PL 値別の管種・管径別被害率を用 活用方法に関するマニュアル」(大規模地震による下水道 | 被害想定検討委員会(平成18年3月))を参考に算出 いて管路被害を算出する(前回手法と同様)。 [被害想定フロー] [被害想定フロー] 津波浸水による施設被害及び揺れ液状化による管路被害を考慮し、機能支障人口を算出 津波浸水の影響(施設被害) 管種•管径別 処理場の浸水判定 管渠延長(エリア別) (浸水率) 処理場の浸水判定 震度•PL値分布 処理場の停止判断 震度別 PL値別 管種•管径別被害率 処理人口 機能支障人口(=①+②) 利用可能人口 (処理場が機能) 機能支障人口① (処理場の停止) 被害延長分布 揺れの影響(管路被害) 機能支障人口② (管路被害) 管種·管径別 管渠延長 被害率分布 震度別 PL値分布 震度別 PL値別 管種・管径別被害率 下水道処理人口 機能支障率 (管路被害) 被害延長分布 被害率分布 下水道機能支障人口 ※停電の影響については、電気事業者ヒアリング等の結果を基に調整。

4.3 電力

H22 想定手法	変更案	変更理由
・阪神・淡路大震災時に発生した建物全壊棟数に対する電力会社の支持物被	ライフライン企業による手法を採用(調整中)	
害本数、および被害配電線回線数の割合を算出		
・この割合を使用して兵庫県提示の各地震時の建物全壊棟数より支持物被害		
本数、被害配電線数を算出		
・電柱折損・倒壊数から電柱被害数を算出し、被害配電線回線数から停電率		
を算出し、全顧客軒数と停電率を基に停電軒数を算出		

4.4 通信(固定電話)



4.5 ガス

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・阪神・淡路大震災時に定めた基準をもとに検討	ライフライン企業による手法を採用(調整中)	
・兵庫県の想定地震動を基に、地震計で SI 値が 60cm/秒を示した供給ブロックを供給停		
止する基準の下、被害想定を実施(LPガスについては対象としていない)		
需要家数(供給ブロック毎)		
SI値 60cm/秒エリアの有無 (供給ブロック内)		
供給停止戸数		

4.6 小売 (スーパー)

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする	・新たな被害シナリオの整理
	・小売(スーパ)分布と震度分布および津波による最大浸水深分布を重ね書き	
	・「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定。	
	・「浸水深 50cm 以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定。	
	・サービスの復旧進捗状況を示し、避難所外避難者が要する物資について考察する。	

4.7銀行

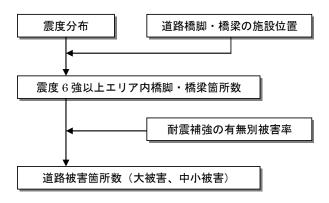
H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする	新たな被害シナリオの整理
	・銀行分布と震度分布および津波による最大浸水深分布を重ね書き	
	・「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定。	
	・「浸水深 50cm 以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定。	
	・サービスの復旧進捗状況を示す。	

5 交通施設被害

5.1 道路(高速道路、一般道路)

H22 想定手法

- ・橋梁の施設被害を代表的なものと考え、広域緊急交通路における橋脚 被害の筒所数を算出する。また、土工部の被害、急傾斜地の崩壊によ る被害に関しては、危険箇所と震度分布図を示し、概略的な道路網の 脆弱箇所の把握を行う。
- ・阪神・淡路大震災の被害の実態をふまえ、震度6強以上のエリアにて 道路施設被害が発生するものとした。一般道路については震度6強以 上エリアの直轄国道の橋梁数、高速道路については高架橋が多くを占 めるため、震度6強以上エリアの橋脚数をカウント。
- ・耐震補強の有無別被害率は、阪神・淡路大震災時における準拠基準年 次別の被災度から推定。



[道路の対象区間における被害箇所数算出式]

(道路被害箇所数)

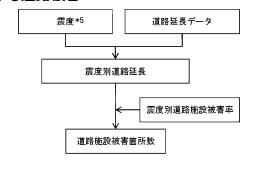
- = (新基準に該当する橋脚・橋梁数)×(新基準準拠橋脚被害率)
- + (旧基準に該当する橋脚・橋梁数) × (旧基準準拠橋脚被害率)

変更案

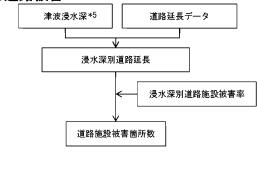
・揺れ・津波浸水による道路施設被害箇所数を算出する。

道路施設被害率(揺れ・津波)について、東日本大震災 |・津波による道路被害につい の実績を踏まえて設定する。

①揺れによる道路被害



②津波による道路被害



- 内閣府(2013)に準じる

変更理由

- て把握
- ・H22 想定手法では対象が橋 梁に限定され、全体の被害 量が把握できない

H22 想定手法	変更案	変更理由
・鉄道の物的被害について、鉄道路線網と震度分布図お	・揺れ・津波浸水による道路施設被害箇所数を算出する。	・内閣府(2013)に準じる
よび津波による最大浸水深分布を示し、概略的な鉄道	・道路施設被害率(揺れ・津波)について、東日本大震災の実績を踏まえて	・東日本大震災の実績を踏ま
網の脆弱箇所を把握	設定する。	え、定量的評価を実施
小付りのからお 直 わして ていま	①揺れによる鉄道被害 震度分布 鉄道延長データ 震度別鉄道延長 鉄道施設被害率 鉄道施設被害	ん、足里的計画で大加
	②津波による鉄道被害 津波浸水深分布 鉄道延長データ 浸水エリアの鉄道延長 鉄道施設被害率 鉄道施設被害	

5.3 港湾

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・港湾位置と震度分布図を重ね描き	・港湾位置と震度分布図および <u>津波による最大浸水深分布</u> を重ね描き	・津波による浸水被害を考慮
・港湾位置・耐震バース位置と震度分布図を示し、地震	・港湾位置・耐震バース位置と震度分布図および津波による最大浸水深	・新たな被害シナリオの整理
時における拠点としての活用可能性について把握	分布を示し、地震時における拠点としての活用可能性について把握	
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被	
	害の様相を記述)	

5.4 空港

H22 想定手法	変更案	変更理由
・空港位置と震度分布図を重ね描き	・空港(伊丹空港及び神戸空港)位置と震度分布図および <u>津波による最</u>	・津波による浸水被害を考慮
・空港位置と震度分布図を示し、地震時における拠点と	大浸水深分布を示し、地震時における拠点としての活用可能性につい	・新たな被害シナリオの整理
しての活用可能性について把握	て把握	
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被	
	害の様相を記述)	

6 生活への影響

6.1 避難者

H22 想定手法 変更案 変更理由 ・津波浸水地域(沿岸部)と、津波の影響を受けない範囲(内陸部)の避 [手法] ・内閣府(2013)に準じて実 ・阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出 難者数を区分して算出する。 ・内陸部(津波浸水地域外)における避難者数を算出する。 ・津波浸水地域(沿岸部)と、 ① 家屋被害による避難者数=全壊・焼失人口※2)×全 ・全避難者数=(全壊棟数+0.13×半壊棟数)×1棟当たり平均人員 津波浸水地域外 (内陸部) 壊・焼失による避難率※3)(1.0) +半壊人口※2) +断水人口※1×断水時生活困窮度※2 の避難者数を算出 ※1:断水人口は、自宅建物被害を原因とする避難者を除く断水世帯人員を示す。 ×半壊による避難率※3)(0.503) ※2:断水時生活困窮度とは、自宅建物は大きな損傷をしていないが、断水が継続 ・2011 年の東日本大震災に ② 断水による避難者数=断水率×(全人ロー全壊・焼 されることにより自宅での生活し続けることが困難となる度合を意味する。 失人ロー半壊人口)×断水による避難率(1日後 時間とともに数値は大きくなる。阪神・淡路大震災の事例によると、水が手 おける浦安市の事例で、液 に入れば自宅の被害がひどくない限りは自宅で生活しているし、半壊の人で 0.362、4日後以降は0.943) も水道が復旧すると避難所から自宅に帰っており、逆に断水の場合には生活 状化による家屋の全半壊 困窮度が増す。 が大量に発生したが、住民 (当日・1日後) 0.0 ⇒ (1调間後) 0.25 ⇒ (1ヶ月後) 0.90 ※1)基礎数量となる人口は夜間人口を用いる。 ・阪神・淡路大震災の実績及び南海トラフ巨大地震による被害の甚大性・広域性を考慮して、 が避難所生活者とならな ※2)次の全壊、半壊人口を用いる。 発災当日・1日後、1週間後、1ヶ月後の避難所避難者と避難所外避難者の割合を以下の ように想定(避難所避難者:避難所外避難者) かったため。 全壊・焼失人口=人口(夜間)×全壊・焼失棟 (当日・1日後) 60:40⇒ (1週間後) 50:50⇒ (1ヶ月後) 30:70 高層難民、長期湛水地域か 数率 ・津波浸水地域における避難者数を算出する。 半壊人口=人口(夜間)×半壊棟数率 らの避難者についての検 (1) 地震発生直後(1日間)における避難者数の想定手法 ①全壊建物、半壊建物 ※3)兵庫県南部地震では、翌日に住宅から避難所へ 討を追加 (新たな被害シナ ・全員が避難する。※半壊建物も、屋内への漂流物等により、自宅では生活不可 避難する人は、全壊·大破が 100%、半壊·中破 ②一部損壊以下の被害建物 (床下浸水を含む) リオの整理) ・津波警報に伴う避難指示・勧告により全員が避難する。 50.3%、被害軽減・被害なしが 36.2%であった ③避難所避難者と避難所外避難者・疎開者等 ので避難率はこれらを用いて算定する。 ・東日本大震災における浸水範囲の全人口は約60万人(総務省統計局の集計より) ・内閣府の集計より、東日本大震災における最大の避難所避難者数は約47万人(3月14 (次頁に続く) 日)である。沿岸部の避難所避難者数は約40万人であることから、避難所避難者:避難 所外避難者=40: (60-40) =2:1 避難所避難者数 (発災当日~発災2日後) =津波浸水地域の居住人口×2/3 (2) 地震発生後2日目以降の避難者数の想定手法 ・全避難者数= (全壊棟数+0.13×半壊棟数) ×1棟当たり平均人員 +断水人口×断水時生活困窮度 ここで、断水時生活困窮度は、(1週間後)0.25⇒(1ヶ月後)0.90 ・東日本大震災の避難実績及び南海トラフ巨大地震による被害の甚大性・広域性を考慮 して、1週間後、1ヶ月後の避難所避難者と避難所外避難者の割合を次のように想定 (避難所避難者:避難所外避難者) (1週間後)90:10⇒(1ヶ月後)30:70

(次頁に続く)

- ・高層難民について検討
 - ・高層難民(世帯数)の推定式は、「6階以上に居住の住民世帯数×地域 の各時期の停電率×(1-各時期の自宅備蓄率)」
 - ・電力が復旧(エレベータが稼働)すれば高層難民解消。
- ※各データ数が得られた場合に算出し、得られない場合は、定性的に評価(過去の 災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)
- 長期湛水地域からの避難者について検討
 - ・地震発生後 4 日目には、上記「津波浸水地域における避難者」のと おり長期湛水地域以外の住民は帰宅を行うが、長期湛水地域は帰宅 できずに避難所に留まると想定する。
 - ・そこで朔望平均満潮位の際に床上浸水以上となる地域(浸水深 50cm 以上)の住民が、長期湛水が原因で避難者となるとする。
 - ・なお、高層難民との重複や、断水による避難との重複が生じるため、 数値整理の方法は今後検討を要する。

6.2 災害時要援護者

H22 想定手法 変更案 変更理由 ・阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出 ・避難所避難者数の内訳として、人口比率より、避難所に避難する災害時要 内閣府(2013)に準じて実 援護者数を算出する。 災害時要援護者数=避難者数×災害時要援護者率 ・避難所での対応等の参考に資するよう、幅広い災害時要援護者を対象に算 避難者数算出方法の見直 : 総人口に対する(高齢者※4)・乳幼児※5)・障害 出するものとし、重複の除去は行わない。 しに伴う変更 者※6)・要介護者※7)) の総数との割合 対象とする災害時要援護者 ※4) 高齢者: 平成20年度社会福祉統計年報(兵庫県 1. 65歳以上の単身高齢者 ※1 健康福祉部) 資料の「ひとり暮らし高齢者(65 2. 5歳未満の乳幼児 ※1 3. 身体障害者 ※2 歳以上): 平成 17 年国勢調査」の人口を用いた。 4. 知的障害者 ※3 ※5) 乳幼児: 平成17年国勢調査の6歳未満親族人員 5. 精神障害者 ※4 (人)を用いた 6. 要介護認定者(要支援者を除く) ※5 7. 難病患者 ※5 ※6) 障害者: 平成20年度社会福祉統計年報(兵庫県 8. 妊産婦 ※6 健康福祉部)資料の「市町別の身体障害者およ 9. 外国人 ※1 ※1: 平成22年国勢調査 び知的障害者手帳交付台帳登載数 (H20 年度末 ※2:厚生労働省「身体障害児·者実態調査」(平成18年)、厚生労働省「社会福祉施設等 調香 | (平成18年)等(平成24年障害者白書 全国値) 時点)」を用いて総人口比で割り戻した。 ※3:厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」(平成17年)、厚生労働省「社会福祉施設等 調査」(平成17年)(平成24年障害者白書 全国値) ※7)要介護者:平成20年度社会福祉統計年報(兵庫 ※4: 厚生労働省「患者調査」(平成20年)より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部が 作成(平成24年障害者白書 全国値) 県健康福祉部) 資料の「要介護認定者数(平成 ※5:独立行政法人福祉医療機構HP(全国値) ※6: 平成22年人口動態統計の全国値 21年1月末現在暫定数値)計」を用いて総人口 比で割り戻した。 避難所避難者数 各災害時要援護者の 人口比率 避難所に避難する 災害時要援護者数

6.3 帰宅困難者

H22 想定手法

- ・ 平成 17 年国勢調査報告の「市区町村、従業地・通学地による常住市区町村、男女別 15 歳以上就業者数及び 15 歳以上通学者数」のデータを用いて、自宅までの距離別滞留者数を算出
- ・ 就業者・通学者以外の移動者については、中部圏及び近畿圏 のパーソントリップ調査の結果から求めた就業者・通学者と の比率 (1.786) により算出
- ・ 徒歩による帰宅が困難な人の数を算出するため、自宅までの 距離に応じて帰宅困難割合を設定
- ・ 震度 5 以上の揺れで交通機関は点検のため停止し、また夜間 に入るなど運行再開に時間が掛かるため、滞留者の帰宅手段 は徒歩のみとする
- ・ 震度 5 未満の地域間の移動には交通機関を使用できるものとし、滞留者は全員帰宅可能とする
- ・ 震度 5 未満の地域と震度 5 以上の地域の間の移動には交通 機関を使用できないものとし、滞留者の帰宅手段は徒歩のみ とする
- ・ 滞留者の滞留先又は自宅が震度 5 以上となる場合、滞留先に おいて、自宅までの距離に応じた帰宅困難者が発生するもの

とする
自宅までの距離別滞留者数(12時)①

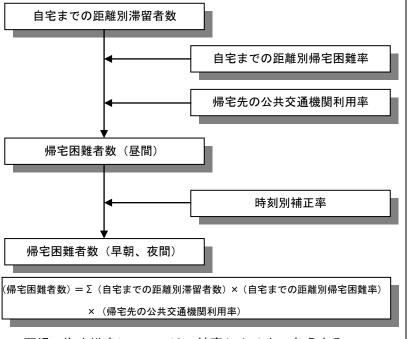
帰宅困難割合(自宅までの距離別)②

帰宅困難者数

(帰宅困難者数) = Σ (自宅までの距離別 滞留者数) × (自宅までの距離別 帰宅困難割合)

変 更 案

- ・ 平成 22 年国勢調査報告の「市区町村、従業地・通学地による常住市区町村、男女別 15 歳以上就業者数及び 15 歳以上通学者数」のデータを用いて、自宅までの距離別滞留者数を算出
- ・ 発生市町別に算出した帰宅困難者数から、公共交通機関を利用 していない者(徒歩、勤め先・学校のバス、自家用車、オート バイ、自転車)を除いた値を、最終的な帰宅困難者とする
- ・ 帰宅困難者数に時刻別補正率を乗じて、時刻別推計(早朝、昼間、夕刻)を求める



夏場の海水浴客については、被害シナリオで考慮する。

- 変更理由
- ・ 兵庫県は、都市部以外は 公共交通機関の利用割合 が小さいこと、首都圏の ような面的道路規制を予 定していないことから、 公共交通機関利用者のみ 帰宅困難になると考え る。
- ・ H22 想定では、時間帯を考慮していなかったので、深夜や早朝に発災しても大量の帰宅困難者が発生する推計式となっていた。帰宅困難者にタイムテーブルを設定し、時刻別推計(早朝、昼間、タ刻)とする。
- 夏場の海水浴客について も考慮(被害シナリオ)

H22 想定手法 変更案 変更理由 内閣府に準拠 - 内閣府(2013)に準じて実 中央防災会議の手法に準拠 ・孤立可能性集落を抽出し、道路網や急傾斜地危険箇所を重ね描 • 震度分布図と津波浸水分布図とを重ね合わせ、孤立に至 る条件を考慮して、孤立する可能性のある集落を抽出する。 孤立に至る条件を考慮 ※孤立可能性集落は、「中山間地等の集落散在地域における孤立 し、孤立集落数を抽出 農業集落、漁業集落 ① 集落発生の可能性に関する状況調査」内閣府(H17)の調査結果 より設定。 孤立に至る条件 ② 震度分布 ※震度6強以上のメッシュ 津波浸水分布 孤立集落 ①農業集落、漁業集落 農林業センサス、漁業センサスの調査対象集落をもとに、「中山間地」 等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォ ローアップ調査」(内閣府、H22)において孤立可能性があるとされた集 落を被害想定の対象とする。 ② 孤立に至る条件 • 次の条件に当てはまるものを孤立する可能性のある集落とする。 -集落への全てのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接している ため、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し外部か らのアクセスが困難となるおそれのある集落 一船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使 用不可能となり、海上交通についても途絶するおそれのある集落

6.5 (地盤沈下による) 長期湛水

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・ ゼロメートル地帯の広がり、長期湛水が懸念される阪神地区を対象 ・ 対象市の朔望平均満潮位(H.W.L.)よりも低い標高地域(海岸保全施設等水際線最終防潮ライン施設が地震や津波のよって破損し、潮汐により浸水する可能性のある地域)における人口を集計 ・ 集計結果を基に、被害シナリオを定性的に整理する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述) ・ 堤内地の湛水量(m³)算出し、ポンプ車で排水する場合の延べ必要台数・延べ必要日数を試算する。	・ 長期湛水が懸念される地域の浸水被害量の把握・ 新たな被害シナリオの整理

6.6 エレベータ内閉じ込め

H22 想定手法	変更案	変更理由
定性的に検討	検討対象とする	・ 内閣府(2013)に準じて実施
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	新たな被害シナリオの整理

6.7 物資

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・阪神・淡路大震災の被害実態を基に算出	・ 毛布1セット→2枚	・ 過去の災害時に
・ 主要備蓄・調達量と需要との差からそれぞれの不足量を想定	• 災害時要援護者物資	おける被害状況
・ 食料の備蓄量に関して、米は1食当たり 200g とし、主食または副食1食を1食分とした	を算出	を踏まえ、新た
・ 物資の需要量および不足量に関しては発災1日後、4日後、1ヶ月後の避難所生活者を対象に算出	燃料不足について定	に想定しておく
・ 食料および給水の対象となる避難所生活者に関して、発災後3日までは1日後、発災後4~29日までは4日後の避難所生活者数を用いた	量的に記載	必要のある物資
- 食料必要量=避難所生活者×1.2×3 食/1 日×必要日数		不足量を追加
給水必要量=避難所生活者×1.2×3 リットル/1 日×必要日数		
・ 生活必需品需要量=避難所生活者1人あたり毛布・肌着1セット		
・ 仮設トイレ需要=避難所生活者×1 基/100 人、簡易トイレ需要=避難所生活者×1 個/10 人		
・ 仮設トイレ・簡易トイレ供給は県・市町が持つ備蓄量		
・ 生活必需品およびトイレは、消耗しないものとする		
・ 災害時要援護者が必要とする物資(粉ミルク、オムツ等)を算出する。		
・ 燃料不足について、定性的に記述する。		

6.8 医療機能

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	[医療需要過不足数]	・ 内閣府(2013)に準じて実施
	医療需給過不足数(重傷)=地震後の対応可能重傷患者数一入院需要量 =(市町村別病床数(ICU を除く)×医療機建物被害率(全壊率+1/2 半壊率+焼失棟数率) ×空床率×ライフライン低下後の医療機能率)ー地震時の重傷者数	・新たな被害シナリオの整理
	[要転院患者数] 及び [日常受療困難者数]	
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	

6.9 保健衛生、防疫、遺体処理等

H22 想定手法	変更案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述) ・入手データに応じて、火葬場能力・棺・ドライアイス量・花等の需要量の定量化を行う。	内閣府(2013)に準じて実施新たな被害シナリオの整理

6.10 避難所

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・避難所分布と震度分布を重ね書き	検討対象とする ・避難所分布と震度分布および津波による最大浸水深分布を重ね書き	・津波による浸水被害を考慮
・「震度 6 弱以上のメッシュに該 当する施設数/全施設数」を「被 害率」として、市町別に算定。	・「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定。	・新たな被害シナリオの整理

6.11 病院・警察・消防・福祉施設

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・病院・警察・消防・福祉施設分布	検討対象とする	・津波による浸水
と震度分布を重ね書き	・病院・警察・消防・福祉施設分布と震度分布および <u>津波による最大浸水深分布</u> を重ね書き	被害を考慮
・「震度 6 弱以上のメッシュに該	・「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定	新たな被害シナ
当する施設数/全施設数」を「被	・ <u>「浸水深 50cm 以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害率」として、市町別に算定</u>	リオの整理
害率」として、市町別に算定	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	

7 震災廃棄物等

7.1 災害廃棄物等

H22 想定手法

- ・建物被害棟数が最大となる冬の夕方 18 時の条件とする
- ・建物の全壊・焼失による躯体残骸物を対象
- ・被害を受けた建物の総床面積に面積あたり瓦礫重量を掛けることで算出
- 1 棟当たりの床面積は、山梨県調査資料をもとに、木造 100m²、非木造 2,000m² とする

単位重量当たりの体積 木造:1.9m³/トン、非木造:0.64m³/トン 床面積当たりの瓦礫重量(トン/m³)

木造	非木造	火災による焼失
0.6	1.0	0.23

出典)第3次地震被害想定結果(静岡県、H13年)

変 更 案

- ・建物の全壊・焼失による「災害廃棄物」、津波により陸上に運ばれて 堆積した土砂・泥状物等の「津波堆積物」の発生量について算定
- ① 「災害廃棄物」は厚生省(1998)「震災廃棄物対策指針」における がれきの発生量の推定式を採用

 $Q_1 = s \times q_1 \times N_1$

Q₁: がれき発生量

s:1棟当たりの平均延床面積(平均延床面積)(m³/棟)

q₁:単位延床面積当たりのがれき発生量(原単位)(t/m²)

N₁:解体建築物の棟数(解体棟数=全壊棟数)(棟)

(阪神・淡路大震災における廃棄物発生量原単位(t/m²))

	木造可燃	木造不燃	鉄筋可燃	鉄筋不燃	鉄骨可燃	鉄骨不燃
神戸市	0.206	0.599	0.117	0.854	0.053	0.358
尼崎市	0.198	0.425	0.000	0.877	0.079	0.726
西宮市	0.180	0.395	0.140	1.426	0.140	1.131
芦屋市	0.179	0.392	0.148	1.508	0.139	1.125
伊丹市	0.134	0.373	0.108	1.480	0.106	1.136
宝塚市	0.179	0.392	0.053	1.321		
川西市	0.174	0.392	0.098	1.426		
明石市	0.264	0.430	0.140	1.330	0.140	1.130
三木市	0.225	0.489				
淡路地域	0.179	0.468	0.129	1.388	0.140	1.123
合計	0.194	0.502	0.120	0.987	0.082	0.630

- ② 「津波堆積物」は平均堆積高を設定し、それに浸水面積を乗じて堆積量を推定
- ・廃棄物資源循環学会(2011)より、東北地方太平洋沖地震における津 波堆積物の堆積高測定結果より、津波堆積物の平均堆積高を 2.5 cmか ら 4 cmに設定し、それに浸水面積を乗じて津波堆積物の体積量を推 定。
- ・推定された体積量に対して、汚泥の体積重量換算係数を用いて、津波 堆積物の重量を推定。
- ・ここでは、体積重量換算係数として、国立環境研究所の測定結果(体 積比重 2.7g/cm、含水率約50%)を用いて、1.46トン/cm※を用いた。
- ※ (2.7+2.7)/(1.0+2.7)=1.46(一般社団法人廃棄物資源循環学会(2011)「津 波堆積物処理指針(案)」より)

- 変更理由
- 内閣府(2013)に準じて実施
- 「津波堆積物」の新規集計
- 1棟あたりの平均延床面積 (平均延床面積)と廃棄物 発生量原単位の見直し ※数値については、内閣府 に照会中

8 その他の被害

8.1 長周期地震動

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	・ 内閣府(2013)に準じて実施・ 新たな被害シナリオの整理

8.2 道路閉塞

H22 想定手法 変 更 案		変更理由	
なし	検討対象とする	・ 内閣府(2013)に準じて実施	
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	・新たな被害シナリオの整理	

8.3 道路上の自動車への落石・崩土

H22 想定手法 変 更 案		変更理由	
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	内閣府(2013)に準じて実施新たな被害シナリオの整理	

8.4 宅地造成地

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様	内閣府(2013)に準じて実施 新たな被害シナリオの整理
	相を記述)	

8.5 危険物・コンビナート施設

H22 想定手法	変更案	変更理由
・ 危険物・コンビナート施設分布と震度分布を重ね書	検討対象とする	・ 津波による浸水被害を考慮
き	· 危険物・コンビナート施設分布と震度分布および <u>津波による最大浸</u>	新たな被害シナリオの整理
・ 「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全	<u>水深分布</u> を重ね書き	
施設数」を「被害率」として、市町別に算定	・ 「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害	
	率」として、市町別に算定	
	・ 「浸水深 50cm 以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被	
	害率」として、市町別に算定	
	・ 定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、	
	被害の様相を記述)	

8.6 大規模集客施設等

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	内閣府(2013)に準じて実施新たな被害シナリオの整理

8.7 地下街・ターミナル駅

H22 想定手法	変更案	変更理由
なし	検討対象とする	・ 内閣府(2013)に準じて実施
	・浸水の恐れがある地下街・地下鉄の入口位置を抽出する。	新たな被害シナリオの整理
	・上記を踏まえて定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考	
	に、被害の様相を記述)	

8.8 文化財

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・ 文化財施設分布と震度分布を重ね書き	検討対象とする	津波による浸水被害を考慮
・ 「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全	・ 文化財施設分布と震度分布および津波による最大浸水深分布を重	新たな被害シナリオの整理
施設数」を「被害率」として、市町別に算定	ね書き	
	・ 「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被害	
	率」として、市町別に算定	
	・ <u>「浸水深 50cm 以上のメッシュに該当する施設数/全施設数」を「被</u>	
	害率」として、市町別に算定	
	・ 定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、	
	被害の様相を記述)	

8.9 災害応急対策等

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相 を記述)	内閣府(2013)に準じて実施新たな被害シナリオの整理

8.10 堰堤、ため池等の決壊

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
・河川堤防分布とため池分布と震度分布を	検討対象とする	津波による浸水被害を考慮
重ね書き	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相	新たな被害シナリオの整理
・「震度 6 弱以上のメッシュに該当する施	を記述)	
設数/全施設数」を「被害率」として、		
市町別に算定。		

8.11 複合災害

H22 想定手法	変更案	変更理由
なし	検討対象とする	・ 内閣府(2013)に準じて実施
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相	新たな被害シナリオの整理
	を記述)	

8.12時間差での地震の発生

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする	- 内閣府(2013)に準じて実施
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相	新たな被害シナリオの整理
	を記述)	

8.13 漁船·船舶、水産関連施設

H22 想定手法	変更案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相	・ 内閣府(2013)に準じて実施 ・ 新たな被害シナリオの整理
	を記述)	- 利にな似音ングリカの歪座

8.14 治安

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする	・ 内閣府(2013)に準じて実施
	・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相	新たな被害シナリオの整理
	を記述)	

8.15 全国の被害

H22 想定手法	変更案	変更理由
なし	検討対象とする	・ 新たな被害シナリオの整理
	・定性的に想定する。(広域巨大災害である南海トラフ巨大地震津波の特徴を	
	踏まえ、同災害発生時の他都道府県から時間的・空間的に拡大する被害の兵	
	庫県への影響や、対応に要する資源の制約等について記述)	

9 被害額

9.1 資産等の被害

H22 想定手法

- ・被害を受けた施設及び資産について、復旧に要する被害の総額を、その施設・資産の損傷額と捉える。
- ・建物・家財の復旧額を、下記の①×②によって算出する。

施設・資産の 種類	①復旧額計算の対象とする被害量	②使用する原単位
建物	全壊棟数+半壊棟数×0.5 (木造・非木造別)	新規建物 1 棟あたり工事必要単価 (木造・非木造別)
家財	建物被害率 (=全壊建物率+半壊建物率×0.5)	家財資産額
その他償却資産	非木造建物被害率 (=全壊建物率+半壊建物率×0.5)	償却資産額
在庫資産	非木造建物被害率 (=全壊建物率+半壊建物率×0.5)	在庫資産額

※直接被害額は、復旧に要する金額を考えることとし、基本的には「購入価格」を原単位として用いる。

※ただし、その他償却資産については、購入価格の把握が難しいため「時価評価額」を 単位として用いることとする。

変更案

建物被害復旧額については変更なし。

・「4. ライフライン被害」で求めたライフライン被害数量に、被害 の復旧に必要な費用(原単位)を乗じて、直接経済被害額を算出。

	定量評価 対象項目	①被害量	②原単位	原単位の値	備考
	上水道	断水人口	人口あたり復旧額	約1.59万円/人 (阪神淡路大震災時) (内閣府, 2013)	・東日本大震災は 復旧中のため阪 神・淡路大震災 の実績値を使用
7	下水道	影響人口または管渠被害延長	影響人口または管渠被害延長あたり復旧額	管渠被害延長あたり 約31.97万円/m (東日本大震災時) (内閣府, 2013)	
イフライ	電力	停電軒数	電柱1本あたり復旧額	約 121.52 万円/本 (東日本大震災時) (内閣府, 2013)	
) S	通信	不通回線数	回線あたり復旧額	約41.4万円/回線 (阪神淡路大震災時) (内閣府, 2013)	・東日本大震災は 復旧中のため阪 神・淡路大震災 の実績値を使用
	都市ガス	供給停止戸数	戸数あたり復旧額	7.4万円/戸 (東日本大震災での仙台市ガス 局、塩釜ガス)	

・「5. 交通施設被害」で求めた交通施設被害数量に、被害の復旧に必要な費用(原単位)を乗じて、直接経済被害額を算出。

- 変更理由
- 内閣府(2013)に準じて実施
- ・ ライフライン被 害と交通施設被 害の復旧にかか る費用について も考慮して直接 経済被害額を算 定

	定量評価 対象項目	①被害量	②原単位	原単位の値	備考
	道路	被害箇所数	箇所あたり復旧額 (道路種別)	約9,857万円/箇所 (東日本大震災時の直轄国道) 約2,153万円/箇所 (地方自治体管理)	
	鉄道	被害箇所数	箇所あたり復旧額(在来線)	約2,300万円/箇所 (東日本大震災時三陸鉄道等)	
交通施設	港湾	被害バース数	パースあたり復旧額	岸壁等:約30億円/岸壁 防波堤:800万円/m	阪神・淡路大震災、 東日本大震災での 実態データより
設	漁港	被害漁港数	漁港あたり復旧額	(1種)約12億円等 (2種)約48億円等 (3種)約100億円等 (4種)約36億円等 (東日本大震災時)	
	その他の 公共土木施設	道路、下水道とその他の公共土木施設等の復旧費を比較することで推計			
その他	災害廃棄物	災害廃棄物発生量	トンあたり処理費用	約2.2万円/トン (阪神淡路大震災時)	・東日本大震災時 のデータは現在 とりまとめ途中

9.2 生産・サービス低下による影響

H22 想定手法	変更案	変更理由
・建物等の被害や人的被害によって生産供給能力が低下した場合に発生する被害額(負の影響額)	変更なし	
を、生産関数を用いて推計する。		
[生産関数の推計]		
・コブ・ダグラス型生産関数を適用。		
$Y=AK^{\alpha}L^{(l-\alpha)}$		
Y : 地域総生産 (GRP)		
K : 民間企業資本ストック		
L : 労働力		
・以下の資料より生産関数(パラメータ)を推計。		
・県民経済計算による県内総生産		
・民間企業資本ストック年報による民間企業資本ストック		
・県民経済計算による県内就業者数		
[被災地生産額の減少量の推計]		
・生産関数に、被災による民間資本ストックの喪失量および労働力の喪失量を入力し、被害額を		
推計。		
[間接被害額の推計]		
・被災地生産額の減少量より、兵庫県産業連関表を用いて 1 次波及、2 次波及による減少量を算		
出し、その合計額を間接被害額とする。		

9.3 交通寸断による影響

H22 想定手法	変 更 案	変更理由
なし	検討対象とする ・定性的に想定する。(過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述)	内閣府(2013)に準じて実施新たな被害シナリオの整理

9.4 防災・減災対策の効果の試算

H22 想定手法	変更案	変更理由
なし	検討対象とする	対策実施に伴う減災効果の算定
	「9.1 資産等の被害」「9.2 生産・サービス低下による影響」を算出する際	
	のインプットとなる、建物被害量および人的被害量について、減災対策を	
	実施した場合の値とすることにより試算する。	